

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日八十月十

第一五七號 昭和十四年十月十八日發
昭和十四年十月十一日發行
 昭和十四年十月十八日發行


五錢

特別寄稿
歐洲戰爭と宣傳戰
 軍人援護會の二大事業
 中等學校入學者選抜方法の改正
 況 洞庭湖上海軍部隊の奮戰

週報
昭和十四年十月十一日發行
 昭和十四年十月十八日發行

内閣印刷局印刷發行

藥用
クラブ歯磨
 + 齒齦マッサージ
はぐき
 = 健全な歯牙




ムシ歯
 栄養を低下させ體力を減衰する恐
 しい國民病を絶滅せよ！ 恐るべ
 きムシ歯の直接的預防には藥用ク
 ラブ歯磨で口腔を完全に消毒す
 るに他方法がありません。



齒槽膿漏
 悪臭と共に血や膿が流れて次々
 に歯がぐらぐらして抜ける恐しい
 病氣。この預防には藥用クラブ歯
 磨を使って歯ぐきも一掃に歯ブラ
 シでマッサージなさる事です。

歯を大切になさる方は
 必ず御實行下さい！
 藥用クラブ歯磨で歯ぐきも共
 にブラシでマッサージする！
 —これが強健な歯を保つ秘訣
 です。口中の細菌を淨化する
 と共に歯ぐきの循環機能をた
 かめムシ歯・口臭・齒槽膿漏
 の原因を一掃します。

(判[A5]格規定國はさ大の書本)

よへ應に靈英



全國民默禱の時の間
十月二十日午前十時五分

露光量違いにより重複撮影

週報 (十月十八日)

内閣情報部

歐洲戦争と宣傳戦

中等學校入學者選抜方法の改正

文部省

軍人接護會の二大事業

軍事學

滿洲湖上の東部隊の奮戦

特別寄稿

大戦から

大戦への歐洲 (下)

自衛官の任務

最近の日本の

週聞誌

十月五日(木)

ソニッポン機大西洋翔破して佛領アフリカに到着

十月六日(金)

ソヒト總統國演説において歐洲平和會議提唱

十月七日(土)

ソ獨逸條約の特例公布

十月八日(日)

ソ山梨縣之蓮花野原演習初日

十月九日(月)

ソ獨逸條約の特例公布

十月十日(火)

ソ英ハタ、ソードを全部撤去する旨布告

十月十一日(水)

ソ湖南作戦の進展は地勢の攻勢に非ずして軍兵戦況にあり大木登陸軍部発表

十月十二日(木)

ソ中央物價委員

十月十三日(金)

ソ中露支作戦に活動を立てた諸部隊の感狀上聞に達す

十月十四日(土)

ソ貿易省問題に關し外務省課長事務官發表提出

十月十五日(日)

ソ九月末現在國債額百九十八億五千三百萬圓と大蔵省発表

十月十六日(月)

ソ海軍側の第十回支那事務功賞發表、武勳に輝く英靈二百九十八名ある恩賞に浴す

十月十七日(火)

ソチェンバレン英首相獨逸意の證據を示さぬ限り和平受諾し得ずと下院で演説

十月十八日(水)

ソ價額等統制令その他六勅令案閣議で正式決定

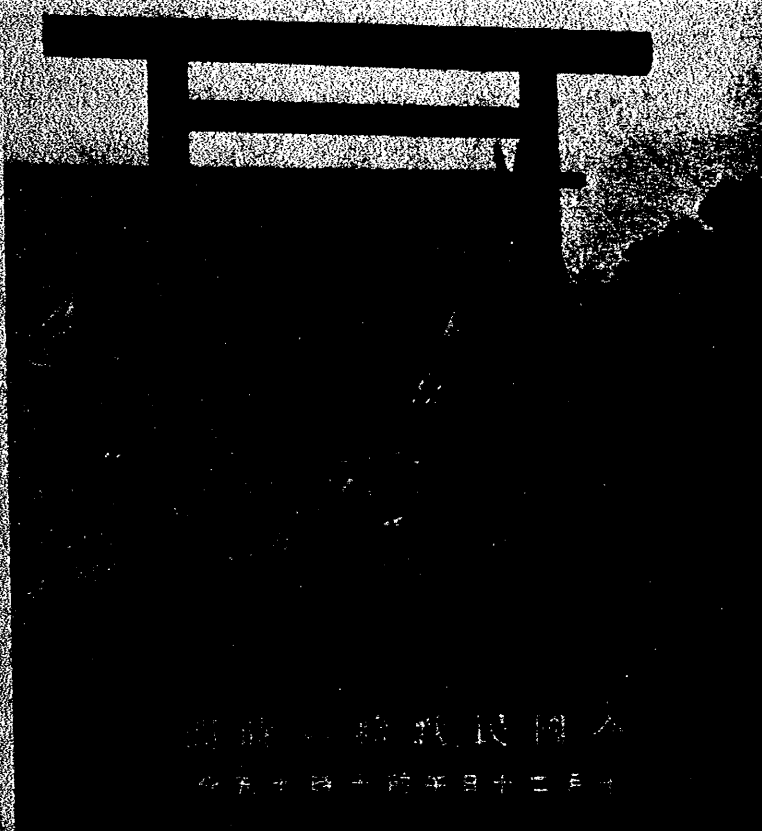
十月十九日(木)

ソ外務省紛糾解決

十月二十日(金)

ソ山田乙三陸軍中將教育總監に補せらる

英靈に應へよ



露光量違いにより重複撮影

週報 (十月十八日)

- 内閣情報部：二
- 文部省：三
- 軍事保護院：三
- 海軍省海軍事務及部：三
- 特別寄稿
- 大戦から
- 大戦への歐洲 (下)
- 文部博士 村川堅固・三
- 農林省農務局長 内閣官房秘書長 三
- 農林省の法令
- 文部省進路指導科 三

週一誌

- 十月五日(木)
 - ▽ニッポン機大西洋翔破して佛領アフリカに到着
 - ▽ヒト總統國演説において歐洲平和會議提唱
 - 十月七日(土)
 - ▽獨逸軍の特例公布
 - ▽中山縣城の完全占領を南支軍發表
 - ▽山梨勝之進大將學習院長に任ぜらる
 - ▽國民體力審議會初任
 - 合 合 合
 - ▽獨逸と新通商協定調印せる旨發表
 - ▽駐支カー英大使重慶入り報せらる
 - 十月八日(日)
 - ▽英、ター、ラードを全部徴發する旨布告
 - 十月九日(月)
 - ▽湖南作戦の意義は地點の攻略に非ずして敵兵殲滅にありと大本營陸軍部發表
 - ▽日滿支經濟委員會初會議
 - ▽中央物價委員會議議
 - 石炭増産要綱
 - 十月十日(火)
 - ▽中南支作戦に偉勳を立てた諸部隊の感状上聞に達す
 - ▽補助最高價格實施
 - 十月十一日(水)
 - ▽貿易省問題に關し外務省課長事務官辭表提出
 - ▽軍人保護對策審議會設置
 - ▽九月末現在國債額百九十八億五千三百萬圓と大藏省發表
 - ▽ソ聯エストニア軍事協定調印報せらる
 - ▽獨逸ルガリア通商協定完成
 - 十月十二日(木)
 - ▽海軍側の第十回支那事務總論功行賞發表
 - 武勳に輝く英艦二百九十八柱榮えある恩賞に浴す
 - ▽チェンバレン英首相獨逸意の證據を示さぬ限り和平受諾し得ずと下院で演説
 - 十月十三日(金)
 - ▽價額等統制令その他六勅令案閣議で正式決定
 - ▽貿易省設置にからむ外務省紛糾解決
 - 十月十四日(土)
 - ▽山田乙三陸軍中將教育總監に補せらる



歐洲戦争と宣傳戦

内閣情報部

歐洲戦争は獨佛國境の戦況が膠着状態にあつて活潑な動きを見せぬのに反し、ラヂオ、通信、空中宣傳等による宣傳戦のみ華やかに戦はれるといふ怪奇な様相を呈してゐる。この歐洲の宣傳戦が我が國にいかに向向されてゐるか、東亞新秩序の建設を戦ふ我が國としては充分の注意を以て、この宣傳戦を見守る必要があるのである。

イギリスの宣傳

九月三日は歐洲の平和が遂に破れて英國がドイツに對して宣戦を布告、フランスもまた參戰を聲明した歴史の日である。英首相チェンバレンは對獨宣戦布告の演説に於て宣傳戦の第一弾を放つた。

平和を願ふための余の長い間の一切の努力は遂に水泡に歸し去り、これにより余の受けたる打撃が如何に苦惱多きものであつたかは諸君も想像に難くないだらう。最後の瞬間まで獨波間に平和的解決を工作することは全く可能であつたのだ。ヒトラーは明らかに

如何なる事態が惹起しようともポーランドを攻撃すべく決心したのであつた。

と述べ最後に

神よ、正義を護り給へ。何となれば暴力、約束破り、不信に抗して戦ふことは崇高なることである。而して余は正義の勝利を信じて疑はぬものである。

と結んだ。又同日開會された下院で對獨宣戦の経緯を説明して

今日は我々總じて悲しい日であるが、何人も余自身程悲痛な感にうたれてゐる人はない。余が望みをかけた總てのもの、余が公的生涯に於て信じた凡ゆるものは皆水泡に歸してしまつたのである。されば我我には唯一つなし得ることが残されてゐる。それは我が犠牲とならんとするところのもの勝利を期して全力を捧げることである。余自身が如何なる役割を演ずるかは知らない。だが余はヒトラー、イズムがいつか滅亡し、自由と平和が恢復された歐洲が再び蘇る日まで生きることが許されるであらうと確信するもので

ある。

この悲痛な演説を行つた。チェンバレン首相のこの二つの演説は今次の歐洲戦争に於ける英國宣傳戦史の第一頁に記さるべきものであらう。英國の宣傳方針の如何なるものかは大體これに表はされてゐる。

英國政府は開戦直後七日にして情報省を新設した。その機構は新聞検閲部、啓發部(對内、對外、對英帝國及び對米國)、啓發資料作成部(映畫、ラヂオ、文學、美術部)、行政及び聯絡部の四部からなり二十六萬ポンド(平時)の經費を以て十四課に分れ、本省員八百七十二名、地方分局員百二十七名を擁してゐることである。前大戰で戦争末期になつて情報省を設け又ノースクリフ卿等が大いに活躍して多大の効果をあげたのに鑑み、平時から準備してゐたことが分る。

今開戦以來英國の宣傳戦振りを觀察して見ると次のやうなことが看取される。

對敵宣傳 英國のドイツに對する對敵宣傳はナチ政權とドイツ國民との離間工作に重點をおいてゐる。

例へば對獨強硬態度を再闡明した十一日の英國情報者の
のコンミュニケは

ヒトラー政権は「名譽ある平和」を約束してドイツ國民を誤つた。何故ならドイツ國民はドイツ政府が暴力政策をとつて戦争を不可避ならしめた結果平和を與へられず、又全世界がドイツのポーランドに對する殘虐と虚偽とを認めた結果ドイツ國民は名譽をも奪はれたのである。歐洲に於ける如何なる國と雖もドイツの政策を一般の安全に對する脅威でないと見なすやうな國はあらず。英國は國際關係を正當に引戻す爲め戦つてゐるのであり、これが達成されぬ以上如何なる國も安全たるを得ないであらう。ドイツは西方には領土的野心なしといつてゐるが、かかる保障には些かの信頼をも置くことは出来ぬ。英國は第二のヴェルサイユ條約を欲するに非ず、或ひは又ドイツを崩壊せしめんとするに非ず、たゞ名譽を重んずるドイツ政府との間に公正且つ永續性ある平和を欲してゐるのである。ドイツ國民は既に戰爭勃發以前から満足なる生活は許されて

ゐなかつたが、九日の演説でゲーリング空相が如何にドイツ經濟の實力を謳歌した所で、これは決してドイツ國民に大なる慰めを與へなかつたであらう。ドイツ國民とヒトラー政権とを切離し、戦争の原因はヒトラーの暴力政策に基づくことナチ政権を攻撃して國民との離間に躍起となつてゐる。

中立國に對する反獨宣傳 英國の對第三國宣傳の重點は米國であり、次いでイタリヤ、バルカン諸國及び日本である。

米國の引入れに如何に努力してゐるか、三日夜英國汽船アセニア號がスコットランド沖大西洋上で、突如水雷の攻撃を受けて沈没した旨公表したが、その末尾に船客千四百名中には米國人數名も含まれてゐるがその運命は極めて憂慮されてゐると述べた一事でも分る。これなどはまさしく往年ルンタニア號の遭難が全米の輿論を激昂させ米國の參戰となつた宣傳戰の經驗から早速ねらつたものと考へられる。
イタリヤに對しては獨伊の離間に躍起となり、
ドイツは天然資源其他の戰國遂行要素に於て英佛に

及ばず、長期戦に堪へられない。結局敗北するものと確信される。もし萬一ドイツ側が勝利を占めたならばヒトラー總統は多年の計畫たるバルカン進出を企つべくそれはイタリヤに脅威を齎すものである。と宣傳してゐる。

ソ聯に對する宣傳

ソ聯に對しては暫く頼みかぶり主義によつて之を敵側に廻はさぬやう凡ゆる努力を拂つてゐることが窺はれる。十月一日チャーチル海相の放送演説を見ると

われわれはソ聯が現在ポーランドの線に止つてゐるのはポーランドの友軍乃至同盟軍としてであつて侵略者としてではないといふ風に考へれば考へることが出来よう。或ひはまたソ聯軍はナチスの脅威から自國の安全を護るためポーランドに止まつてゐるとも考へられるであらう。如何なる場合にも獨ソの境界はそこにあるのであつてナチス・ドイツが、もはや脅威を與へることが出来ないやうな東歐の境界が作り出されたのである。先週リッペントロップ獨外相がモスク

ワに呼ばれたのはナチスのバルチック及びウクライナに對するこれまでの野心を全然放棄するやう説き聞かせられ、またそれを承諾するためであつた。予は謎のソ聯の行動を豫測することは出来ないがそこには必ず一つの鍵があると思ふ。その鍵はソ聯の國家的利害なのである。ドイツが黒海沿岸、バルチック諸國又は東南歐の斯拉ヴ諸國に勢力を扶植し、これを支配することはソ聯の利害や安全と矛盾しないはずはない。それは歴史的に見てもソ聯の生命や權益に背反するものである。この東南歐洲に於けるソ聯の利害は英佛の利害と同じ方向にある。英佛ソ三國はルーマニア、ユーゴスラヴィヤ、ブルガリア、なかんづくトルコがドイツの踵の下に於かれてゐることを同じ立場で眺めることが出来るといふことを銘記しなければならぬ。混沌としてさだかでない情勢の中にもわれわれは英佛ソ三國の協同體を明瞭に識別することが出来る。この利益の協同體こそはナチスがトルコやバルカンに戰火を起すことを防止する協同體である。



と述べ、ソ聯軍のポーランド進入占領の事實に對しては強ひて攻撃宣傳を差控へてゐる。しかしこのために「英國は侵略者に對する弱者を援助する」と云ふこれまでの宣傳の根柢が極めて薄弱とならざるを得ないこととなつた。

ドイツの宣傳

對内宣傳 九月一日ヒトラー總統は遂に國防軍に對し指令を發し「武力に對しては武力をもつて對抗せよ。」と命令し、同日緊急國會を開會對波戰爭についてヒ總統の所信を披露した。

予はドイツの要求の貫徹を期し、現在のポーランド政府がこれを承認するか或ひは新ポーランド政府が出現するまで闘ひ抜く決心だ。ポーランドの挑戰に對し予は忍耐に忍耐を續けたが、遂に本日午前五時四十五分戰開始を命じた。我が無敵陸空軍は爆撃に爆撃を敢行しつゝある。予も亦一兵卒として前線に赴くであらう。「勝利か然らずんば死か」これが予の金言であ

前世界大戰でにがい経験を蓄めたナチスドイツは一九三三年三月國民啓蒙宣傳省をつくり政策を國民に知らせナチズムの世界觀を國民に徹底せしむることに努力し、宣傳手段であるラヂオ、新聞、映畫、演劇の一切をナチズムのために活動させ、一方戦時思想戰の弱點をなすユダヤ人の徹底的排撃を行ひ、宣傳戰の戦備もおさ／＼怠りなかつたのである。宣傳相のゲッベルスは本年四十歳の働き盛りである。

對敵宣傳

ドイツの對外、對敵宣傳戰の主眼は戰爭不擴大主義にあるやうである。

英國に對してはドイツの國力の強靱性を説き英國の挑戰行爲を攻撃してゐる類のものが多い。例へば九日ゲーリング空相が最高國防會議議長の資格で放送した演説では、

英國航空機が宣傳ビラを撒布してゐる間はドイツは傍觀もしよう。もし爆弾を投ぜんか、ドイツの大空軍はポーランド上空において示した威力を英國領土上空に再び顯示するであらう。西部戦線には難攻不落の要

る。予が不幸戰場に倒れんか後繼者はゲーリング元帥である。ゲーリング倒れんか予はその後繼者にヘス黨副總理を指名する。ヘス倒れんか黨の最高會議に於て最も勇敢なる兵士たると同時に最も忠實なるナチス黨員を推戴すべきである。ドイツはナチズムを輸出しない。ソ聯に於てもボルシェヴィズムにつき同様の認識に立つてゐることが判明した。従つて獨ソ兩國間の敵對關係は斷乎一掃されねばならぬ。獨ソ不可侵條約は即ちドイツ有史以來の大轉回を意味し且つ決定的のものである。フランスに對しては予は茲に再び兩國間に領土的紛争の原因なく、友好的に併存すべきを確信する旨を強く言明する。ドイツは西部に向つて何等の目的をも有するものではない。予はイタリアの支援を感謝して已まない。

これは一種の對内宣傳方針とも見なし得るものである。ヒトラー總統の言々々々火を吐いて議場の緊張はその極點に達した。國會議員中百名は應召のため缺席したと傳へられてゐる。これは誇張した言葉ではないだらう。

塞がある。さすがに英佛作戰當局もこれを承知してゐて、未だ攻撃を開始してゐないではないか。

しかし英佛兩國が攻勢に出でんか、國防軍の火力は彼等の想像を遙かに越えて絶大の破壊力を發揮することを、この際英佛殊に英國に警告する。ドイツは四ヶ年計畫によつて經濟獨立を圖つたが、今日我等は英國以上に鐵と石炭を持つてゐる。ポーランド占領によつてドイツの經濟状態はいよ／＼強化されるであらう。若干缺ける處の原料も使用制限により軍用には絕對に差支へを來すものではない。これに反し英國は種々原料を有するといふもその多くは海外貿易に頼つてゐる現状である。かつ若しこれ等輸送路が敵艦隊により遮斷された場合は、英國こそは原料不足に悩む國ではないか。しかるにドイツは今ソ聯と結び、東南歐その他中立國と友好貿易關係にあるから敵の企圖する經濟封鎖はドイツにとつて全く無効だといはねばならぬ。

戰爭を宣言したのは誰であるか、ヒトラー總統が

ポーランドに進入したのはたゞ同胞の虐殺を阻止せんがためであつて戦争には全く關係がない。しかるに不可能なポーランド援助を約し、ドイツに宣戦したのはチェンバレン首相である。しかも英國の本心は對波援助にはなくナチス政權の崩壊にある。ドイツ民族の壓迫である。我々は世界の法廷に戦争の責任者はチェンバレン首相であることを出訴せねばならない。

と述べてゐる。フランスに對しては英佛離間に主眼を置いてゐることが窺はれる。例へばドイツに墜死した佛空軍の二將校は懇ろに獨軍の手によつて埋葬したとか、英佛船員間に大亂闘が惹起されたが、その原因は佛船員が英船員に向ひ「我等は英國の馬鹿野郎のために戦争をしなくてはならないのだ」と云つた事に端を發してゐるのだと云ふやうなニュースを出してゐる。

對ソ宣傳 ソ聯に對しては英佛からの離間宣傳に對し獨ソの固き決意なるものを宣傳してゐる。例へば九月十九日ダンチヒ市に於けるヒトラー總統の演説を見

を講じよう。これに對して英國がかゝる事を承認し難いと宣言し三年、五年乃至八年の長期戦を選ぶとしても予は再びかく解答する積りである。「ドイツは英佛を敵にするやうな氣持は何もないのである」と述べ、ドイツは決して戦争を欲するものではないことを強調してゐる。また十月六日ヒトラー總統の行つた軍縮、平和會議提唱の大演説も戦争不擴大主義の宣傳と見ることが出来る。

歐洲宣傳戰に對する考察

宣傳技術

西洋に於ける英國人、東洋に於ける支那人は共にいはゆる宣傳戰に巧みな國民であると云へる。英國の宣傳に對してはヒトラーもその著「わが闘争」に於て「英國の宣傳は非常なる眞の天才を以て之を實現してゐる。英國に於ては疑問を起さしむるやうな半端なステートメントはない」といつて感心してゐるくらゐである。

英國國民は宣傳戰の戰士としての優れた素質を有して

と

ノ聯がポーランドに進駐したのは自らの權益を保護せんがためであつた。然るに英佛兩國はソ聯のこの措置を不信極まる行爲と見なしてゐる。第一次世界大戰の教訓は獨ソ兩國に對して我々の權益を擁護するためには獨ソ兩國が諒解を遂げることこそ最善の方法であることを教へたのである。英國は常にドイツはワラ山脈に達するまで歐洲征服の夢を棄てないだらうと憂慮して來たが、獨ソ兩國の提携こそかゝる考へ方が杞憂に過ぎないことを保障したものである。

對中立國宣傳

宣傳の主眼點は戦争不擴大主義の徹底でダンチヒに於けるヒトラーの演説にも

今や英國は我々の目標には限度のあることを覺つたであらうが、併し一方我々はこの限度内における目標はあらゆる手段に訴へてもこれを擁護する決意を固めてゐることを英國は知るべきである。さればこそ將來を如何に導くかは西歐民主主義國の意向次第で決定されよう。獨ソ兩國は東歐の事態緩和の爲め適當の措置

ゐる。極めて常識的で、巧みに人道化し、具體的で人の感情に食ひ入る敘述に巧みである等宣傳技術に於て洗練されてゐる。「嘘から出たまこと」と云ふやうなデマ宣傳の製造も望に入つたものである。前大戰に於ける宣傳王フースクリフ卿等の行つたデマ宣傳術は戦後各國の研究によつて如何に英國はいはゆる宣傳戰に巧みであつたかを認識せしめた。

次にドイツ側を見ると、先づ第一ドイツ人は英國人と性格が著しく異なることが認められる。ドイツ人は科學的、理論的で映畫、寫眞等の宣傳技術に於ては或ひは英佛に優るものがあるが、宣傳戰の要素である普遍性に於ては英國のそれに比べて欠けることなしとせず、一方的獨斷的の傾きも見られ、人の感情を捉へる點では英國より拙ではないかと觀察される。

宣傳通信網

英國は宣傳技術に巧みであるのみならずその宣傳通信網が優れてゐる。全世界に通信網を有するロイテル通信社は世界宣傳戰に於て重要な役割を果しつゝあるのである。フランスのアヴァス通信社も同様

である。

ドイツの英國に比べて不利なる點は、世界宣傳通信網が貧弱なことである。ドイツの國策通信社であるD.N.Bはヒトラー總統が政権獲得後成立を見たもので、到底英のロイテル、佛のアヴァス兩大通信社と比ぶべくもない。

寫眞宣傳

ドイツはポーランドに兵を起す一週開程前から主としてナチスの御用寫眞通信社ホフマンにポーランド廻廊地帯、殊にブロンベルグ地方に在留するドイツ少數民族の壓迫、ポーランド暴民の慘虐行爲等の寫眞を撮らせ全世界にばら撒いた。既にこの時數日後に起る對ポーランド策戰を理由付ける舉に出てる。

この間英國はハイドパークの防空壕工事、防毒マスクの用意等の寫眞を外國の新聞雜誌に供給し、フランスは米國の映畫俳優がパリを訪問した折のニュース寫眞などを交へた至極落ち付き拂つた寫眞を頒布してゐる。あはれを止めたのはポーランドの半官通信社P.A.Tが八月廿

部シレジアのグライヴィッツ放送局を襲撃し之を一時占領、この不正規兵の背後にはかなり有力なポーランド軍があるといはれ、放送局を占領した不正規兵は相次いでポーランド側に呼掛け、同時に一部はドイツ側にも放送を行つたが、これを合圖にして他のポーランド不正規兵は上部シレジアの獨波國境を二ヶ所にわたり越境し來つたと戰端開始の第一報を發表してゐる。この報道の眞疑の程は別として放送局の争奪が戰端の導火線となつたことは今次歐洲戰爭の發端として興味深い事實である。

ラヂオによる宣傳戦はかねてから各國の行つてゐた所であるが、愈々戰端が開かれると或は俄然猛烈を極め、歐洲の空には、幾十の電波が四六時中亂れ飛んで、各國は自國の主張や、敵國への反駁や、或ひはまた謀略的な宣傳をこの電波に乗せて撒き散らす事となつた。

「勝利か然らずんば死か」の九月一日のヒトラー總統の國會演説も、勿論マイクを通じて世界に飛び、ドイツ國內の士氣を振ひ起すと同時に英佛に對する威嚇の役割りを果したが、之に對してロンドン放送局は、三日午後

八日に發行したニュース寫眞はワルシャワのフットボールの試合であつた。

東部戦線がいよいよ爆發するに及んで全世界の新聞は生々しい戦場のニュースと共に一刻も早く硝煙の臭ひのする寫眞を入手することに狂奔した。それ等の手に最初に握られたものはドイツ側の寫眞のみであつた。

ラヂオ宣傳

更に今度の歐洲戰爭に於ける宣傳戰の著るしい特徴は「聲の砲彈」ラヂオの活躍である。前大戰にはその末期に僅かに一部面に利用されたラヂオが、その後の普及と發達とによつて今次の歐洲戰爭には最も有力な宣傳戰の武器として登場したのである。歐洲は日本と違つて各家庭にまで短波型の受信器が入つてゐるから、聴かうと思へば外國からの放送もきける。そこをねらつて各國はラヂオを通じて敵國並びに第三國民の人心を獲得しようとする工と努力を拂つてゐる。

ダンチ問題と獨波戰爭の幕はドイツ政府の云ふ八月三十一日波兵のグライヴィッツ放送局占領に切つて落された。即ち同日夜十時ポーランド側の不正規兵が上

英佛獨伊葡西の六ヶ國語で、ジョージ六世陛下及びチェンバレン首相の宣戰布告演説をレコードによりニュースと一緒に繰返して、放送して之に報いた。チェンバレン首相は更に四日午後、ドイツ語で對獨放送を行ひ「英國の相手はドイツ國民ではなく、ヒトラーとナチス政權である」と叫んでゐるが、之がドイツ國內の人心撓亂を目的としたものである事は明らかである。

その後も英獨放送合戦はじのぎをけつて續けられ、例へば、九月下旬にも英國側が「ドイツは食糧問題が不安で、日常生活にも困つてゐる」と放送、ドイツ國民に對する反ナチ運動を煽動すれば、ドイツ側は「經濟困難に陥つて食糧問題に不安のあるのは英國のことだ。ドイツはこんなに健全、英國の宣傳はデマだ」と二々實例を擧げて一々反駁し、更に中立國、英植民地等に對し反英的感情を起させるやうな放送をやつたりしてゐる有様である。

新聞通信網に於て英佛に一籌を輸するドイツはラヂオの利用でその短を補つてゐる感がある。ベルリン・オリムピックの際に擴充した放送設備を百パーセントに動員

し、長波短波十數種の波長を使ひ英佛獨語で終日放送を續け、歐洲の受信器はグイアルの何處を廻してもドイツの放送が入つて来る有様だといふ。又ドイツは放送合戦に色々な新戦術を紹介してゐる。ポーランド軍がまだワルシャワを死守してゐる時、ワルシャワと同じ波長と呼出符號を使つてポーランド語でワルシャワ陥落を放送したのも、ドイツ軍のラヂオ宣傳隊が行つた謀略宣傳だと言はれてゐる。

英國が自國に有利な戦況を發表すれば、ドイツ側は直ぐに之に反駁を加へる。九月廿七日の空爆でドイツ側が英國航空母艦に大損害を與へたと發表した時、英國側は之を否定した。するとドイツ側では直ちに英國民に向けて「諸君は英海軍當局に對して航空母艦ローヤルアークト號は何處に在りやと質問して見給へ」と訴へるのである。十月一日にはドイツ新聞局長フリツチ氏がチャールズ英海相に向つてラヂオで公開質問をし、英汽船アセミア號はドイツ潜水艦によつて撃沈されたと公表してゐるが、同船を撃沈したのは英潜水艦で

ある事、又は同船は故意に自爆したものなる事を素直に告白する意思なきや

と詰問して、英海相が同じくラヂオで回答する事を要求したと言ふ。かうした直接大衆の耳に訴へる宣傳がどの程度に効果を擧げてゐるかは想像に難くない。ワルシャワ放送局も今度の放送合戦の立役者の一人である。ドイツ軍の進撃と共に通信網を絶たれたポーランドにとつて、ワルシャワ放送局は唯一の通信機關であつた。同放送局は潮のやうに攻め寄せるドイツ軍の包圍の中に在つて最後まで其の任務を果し、戦況を傳へ、國內に號令し、外國の同情に訴へた。婦人アナウンサーが大砲や小銃の音の亂れ聞へる間から、ポーランド人の決意を叫んだ劇的放送は、ラヂオ宣傳史の二頁を飾るに相應しいものであらう。

電波の武器は、利用すれば、強力な利器であるが、それだけに敵國からのものによつて、銃後の攪亂に導かれる恐れがあるので、歐洲各國でも、外國からの電波の防壁に大意で、これを打ち消すための妨害電波を出した

り、ドイツの如きは外國からの放送をきくことを嚴禁してゐる程である。

空中宣傳 英國政府はコミュニケを以て三日夜英國空軍部隊はドイツの北部と西部にかけ大規模の偵察飛行を敢行し、また四日夜から五日拂曉にかけてドイツ工業地帯ルール流域上空に大規模な偵察飛行を試み平和勸告のドイツ語宣傳文三百萬枚を投下したと發表した。それには

ドイツ政府は名譽を伴へる平和、並びにルーズヴェルト大統領が諸君に差出した福祉の種を拒絶し意識的且つ冷血的に戦争を開始した。英國は平和を希望し且つドイツに衷心より平和的なる政府が樹立されるれば之と平和を締結する用意がある。と書かれてあり、之を戦開開始に先立つて撒布したところから英國當局が如何に宣傳戦を重視し之に期待して居るかが窺はれる。又情報省の發表によれば九月下旬迄にドイツ國內に撒布した宣傳小冊子數は一千八百萬部に達し撒布の爲めの飛行機の夜間航空行程は數千哩を越えたと

わが國に對する宣傳戰の實相

前世界大戰に於ては帝國は聯合軍側に與したため一方的の宣傳だけを受けた。即ち英國側からのドイツ側諷刺の惡宣傳だけであつた。當時の英國の宣傳方策は英國の參戰を宗教人道的聖戰の如く感知させドイツ殊にホーヘンツォルレン家を誹謗し、侵略主義帝國主義者の烙印を押し、ドイツ軍慘行のデマ宣傳によつて世界の人心、特に米國人の感情を捉へ戰場宣傳を盛んに行ひドイツ軍の戰意を喪失せしめるのにあつた。この方向に向つて凡ゆる手段方法を講じ、遂に宣傳戰の勝利を獲得したのであつた。

今回の歐洲戰爭に際會して帝國は不介入方針を決定したため、わが國は第三國として英、獨雙方からの最も重要な獲得目標となり果然わが國民は歐洲列國の激烈な宣傳の目標となつてゐる。中立的立場にある國に對する謀略宣傳は敵國に對して惡感情を起さしめ、自國軍の優勢

を示し自國に對して好感を抱かしめ、また成し得れば中立國を味方として戦争の渦中に引き入れ、それが出来なくとも我に有利な好意的中立國たらしめる目的の下に凡ゆる手段方法を以て實施されるのを原則とする。

之をわが國現下の情勢に照して見ると日々の新聞通信を始め言論機關の一切が多少に拘らずその影響を受けてをり、又無關係であることは出来ないのである。

國民一般の體驗させられたことは數多くの報道も餘り信用出来ない、これは自分に都合のよい宣傳だと云ふ感と與へつゝあることである。一面宣傳戦の一方法である、謀略宣傳、スパイ的暗躍も當然行はれる。特に知識階、財界方面の獲得のために行はれるこの種謀略宣傳は政治外交にまで影響を與へる。目下交戦各國の外國公館がこのために莫大な経費と努力を拂ひつゝあることは想像に難くない。

之を要するに宣傳は直接目に見えぬ効果を齎すものであるため従来わが國では兎角等閑視され勝であつたが、今後世界的難局に處し國際宣傳戦に勝利を期するためには

は組織的宣傳網の強化擴充と相當の費用を投ずる必要があるわけである。

戦地に「週報」の贈物

前線の將兵は讀物を求めてゐます。一枚の新聞、一冊の雑誌にもむさぼりついて、世界のニュースを求め、國内の便りを氣にしています。
「週報が讀みたい」と、不自由な戦地から「寫眞」を組んで申込んで来る兵隊さんもあります。
活字の欲求、これは銃後の私たちが引き受けて解決しようではありませんか。「週報」や「寫眞週報」が發行される毎に、戦地にある私たちの兄弟、或は友に送つてあげることによつてではありませんか。「軍事情報」の部隊の離々行と親しく認めて毎週、「週報」の便りを送つてあげることによつてどんなに戦地と銃後とが固く結ばれることとせう。(送料は一部五厘、封筒は丈夫なものを使つて下さい)

中等學校入學者選抜 方法の改正について

一 選抜方法改正の趣旨

今回中等學校入學者選抜方法が改正され、九月二十八日付次官通牒を以て文部省から道府縣に傳達され、來春からいよいよ全国的に新選抜法が實施されることになつた。

文部省としては昭和二年以來一貫した方針の下に、準備教育やそれに基づく弊害の排除に努力してきたのであるが、長い間の習慣はなかく、抜けず、心身發達の未熟な兒童を、ひたすら上級學校への準備教育に驅りたててゐる。その結果、兒童の心身の健全なる發達を阻害するのみならず、教科内容も、たゞ暗記に趨り、詰込に流れる受験

文 部 省

準備教育が行はれる等、國民教育の本旨は著しく歪曲され、次代の國家を背負つて立つべき國民を養成する上に少からぬ障害を及ぼしてゐる。このことは、國家内外の情勢に照らし、最早看過するわけには行かなくなつた。
鑒つて考へてみるに、國民が子弟に、より高い教育を與へようとする熱意に燃えその結果多數の者が中等學校に入學を志望することは時勢に鑑み誠に當然のことであり、結構なことで、境遇に恵まれない階級の子弟が青年學校就學を義務づけられつゝある今日、文部省としても正規の中等學校に入學を志望するものは、心身の能力が中等教育に耐へ得るものである限り、出来れば全部入學させ、その希望を満足させるのを建前とすべきもの

であると信ずるのである。

しかし何分中等學校の数が不足し、又中等學校の間に優劣の差異が認められる結果、入學試験問題が起り今日のやうな諸種の弊害を醸すに至つたのである。従つて恒久的對策として、中等學校を増設擴張し收容力を増大すると共に、私學助成等の方法を講じて學校間の等差を無くすること、更に又小學校に於ける進學指導の徹底を圖り以て適材を適處に向はせ、附和雷同して特定の學校に蟬集する弊を矯めること等に努力しなければならぬのであるが、差當つての處置として、入學者選抜方法については、昭和二年以來の實績に鑑み、實情に即して同年の訓令の趣旨の強化徹底を圖つたのが今回の通牒である。

二 入學者選抜方法

今回改正された選抜方法では、學科試験を全廢して、之に代へるに小學校長の報告、中等學校に於ける人物考査及び身體検査の三者を綜合して判定するといふことにしたのである。この三者を如何に取扱ふかはそれ／＼特

別の事情もあることを考慮して道府縣の裁量に委せることにした。昭和二年の改正の時はこの三つの内小學校の内中に重きを置いたのであるが、昭和四年十一月には種々の事情から之を改めて逆に人物考査と身體検査に重きを置いたのである。

今回は從來の實績に徴して之を改め三者を綜合して判定することにした。理想的には人物考査、身體検査より六年間手鹽にかけて育ててきた小學校長の責任ある報告を最も重視する事の適當なことはないが、もし餘りに之を重く評價すると、小學校に於ける席次争ひを深刻化し初年級から無理な學習を強化する虞れがあり、又その間情實を誘發せしめるといふわけで、三者何れに偏して選抜の重點を置くわけにはゆかないので三者綜合判定としたのである。

(イ) 小學校長の報告

小學校長の報告は、學業成績に関する學級一覽表の外、個人調査書を小學校長から志願中等學校側へ提出するのであるが、個人調査書は改正學籍簿の趣旨に則り、兒童

の身體、學業及び性行等人物全體を察知し得べき事項を詳細に互つて記入し、中等學校側の判定に資せねばならぬ。又その報告書を作成する小學校側も、これを審査する中等學校側も、共に校長を中心とする委員會のやうなもの設けさせて、一人の専斷に陥らぬやう公正を期することにしてゐる。

なほ中等學校側に於ける報告書の審査にあつては、各志願兒童について嚴密にこれを行ひ、一律に小學校間の等差をつけるやうな取扱は避けなくてはならぬ。この一律に小學校間の等差を認めないといふことは、義務教育勸行の今日兒童は素質の良い者も劣つた者も各小學校に均しく分配されてゐるものと見るべきで、準備教育等に努めた結果上級學校入學の好成績を得たといふ一事を以て優良學校とは見なし得ないのである。尤も現實の問題として小學校間に於て教育上多少の等差あることは認められないわけではないが、今回の改正によつて將來に於てこれらの等差を漸次消滅させ、小學校を選擧する競争の起らないやうにいふわけである。

(ロ) 人物考査

人物考査は口問口答で行ひ、兒童の日常生活で經驗する普通の事項につき、徳性に基づく判断(その過程に於ける情操の深度、推理の適否に付き考慮する)を考査するのであるが、嘗て常識考査を行つた結果、諸學科目に互る知識を前提とするところから常識に對する準備教育の弊に陥つた事實があつたのに鑑み、今回は之を改め、兒童が日常生活に於て一般に經驗する普通の事項について質問應答をなしその判断力を見ようと云ふのである。

云ふまでもなく判断とは全人格の総合的な働きであるが、これが徳性といふ局面に於て如何に表現されるかによつて人物及びその能力を判定しようといふのである。無論徳性に基づく判断と云つても諸學科目に涉る知識が有力な要素となることは當然である。然し物事に關する知識の有無を評價するのではなく、その判断力を見るのであるから、もし質問された事項に關して兒童が知識を持たぬ場合は、考査に當る者はその知識を與へてもよく、かくして兒童が如何なる判断に到達するかを見よう

と云ふのである。

或ひは中にはかゝる考査は云ふべくして行はれ難いと考へるものもあらう。が決してさうではないのである。尋常一年から六年迄の國定教科書を調べて見るとわかることであるが、判断力發達の過程が漸次的に認められるのである。更に又口問口答の際兒童が如何な答をするかは具體的に豫知することが出来、この豫知し得る解答を前述の兒童の判断力發達の過程に照らして誘導して行くと比較的簡単に判定することが出来る。少くとも兒童や少年の教育に経験を積んだ學校當事者には決して困難な事ではないと信ずる。かやうに兒童の徳性に基づく判断力を見るのであるから、自ら小學校や家庭では平素から兒童の人物や徳性の涵養に留意することが必要になり却つて良い結果を齎すことになるであらうと期待してゐる。なほ人物考査は、單に口問口答だけでなく、豫じめ小學校長からの個人調査書に依り豫備調査をなし身體検査中に於ても兒童の態度性格等を仔細に注意し、特に運動能力の検査の折等、懸命に動く際に於ける飾氣

ない人物全體の表現、兒童の動く相に現はれた性格や癖等を觀察して參考にすることになつてゐるから、或ひは世間に愛へられてゐるやうな、小利巧者だけに有利ではないかといふ懸念は杞憂であると信じてゐる。

(ハ) 身體検査

身體検査は、(一) 疾病及び異常、(二) 發育及び榮養、(三) 運動能力について検査し、特に疾病及び異常の検査に重きを置くことにした。身體に重きを置くことになるところこれ亦世間では、別に病氣といふ程ではないが、一般的に弱いといふものや、或ひは又吃りとか、齶齒があるとか、跛であるとかいふのは非常に不利になるやうに心配される人もあらうが、大體から見ても中等學校の學修全體に妨げとなるか否かによつて決定するのであつて、一部の故障等は懸念する必要はない。

大體以上のやうな三者の綜合判定によつて合格不合格を決定するのであるが、これによつても尚ほ優劣を判定し難い場合には抽籤によつて入學者を決定するのである。抽籤によつて入學者を決定することは、往々投機心を

る嫌ひがあり、教育上遺憾な點があるといふ批評も聞くが、こゝに云ふ抽籤とは、初めから直ちに之を行ふのではなく、あらゆる手段を盡した後、なほ優劣を判別することが出来ない時、最後の手段として行ふのであつて、從來、複雑な心身を持ちかつ成長の途上にある兒童の人物の優劣を公平に識別しようとする餘り、判別し難いものを強ひて微細な點數をもつて判別しようとしたところに無理が生じ幾多の弊害が伴つたのであるから、こんな場合には寧ろ抽籤の方法を用ひるのが適當であると考へる。

三 運用上の事項

改正の大意は大體以上の通りであるが、之は從來の方法に比し、試験をする方が中々楽な仕事ではなく、小學校側も中等學校側も非常な苦心と煩雜な手数を要するのであるから、十分な研究と工夫を重ねて改正の精神に副ふやう努力しなくてはならぬ。

この目的をもつて道府縣に委員會を組織し、實施前には十分の研究を重ねてこの制度の運用上過ちなきを期す

ると共に、實施後に於ても、考査の跡を検討して公正適確を缺くことのないやう指導監督の方法を講ぜしむることとしたのである。更に今回の通牒には特に「運用の適正を確保するため學校教職員の指導監督上その責任を明らかにすること」といふ點を追加補足し、その監督の機能を徹底し、教職員たるものは情實に囚はれることなく、公正その職に當り師道を振作すべきことを強調したのである。

また父兄母姉も、文部省がかゝる改正を行つた趣旨をよく理解し、當局に協力せられ、國家の當面しつつある教育禍除去の目的達成に盡力されんことを切望する。申すまでもなく兒童は單に我々の兒童であるばかりではなく、國家の子弟であり、實に 天皇陛下の赤子であり、皇國の將來を雙肩に擔ふべき後繼者であるから、その體位を向上し、人物を鍊成し以て勇健闊達なる大國民を養成し皇運の隆昌と國家の繁榮を致すことに萬遺漏なからんことを期したい。今後教育界と父兄家庭側とが協和融合し、文部省今回の改正の精神を徹底し、その運用に更に一段の工夫を積み以て永年に渉る積弊を一掃したいと思ふ。

洞庭湖上海軍部隊の奮戦

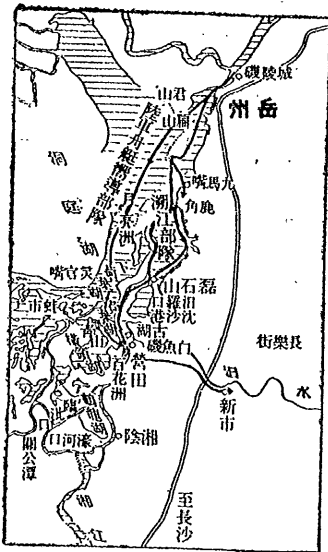
海軍省海軍軍事普及部

昨年十月二十五日わが海軍の揚子江遡江部隊漢口突入成るや、同部隊は思つゝ暇もなく水路敵を急追、十一月十日岳州前に進出洞庭湖口の要衝を押へた。爾來約九ヶ月、わが海軍部隊は戦機を熟するを待ちつゝあつたが「兩湖實れば天下飢ゑず」の稱ある洞庭湖畔の山野にも漸く秋立ち、戦機今や熟せりと、わが陸軍部隊の湖南殲滅作戦に呼應、洞庭湖、湘江の遡江戦を實施することとなつた。そも洞庭湖、湘江一帯は水路錯綜、且つ屈曲常なく平時に於てすら行船に憚む水域である。即ち洞庭湖は名は湖水であるが、減水期ともなれば一望洞庭の綠野となり、蘆荻の間縦横にクリク状の水路を通ずるに過ぎず、しかも一度増水期となれば渺々たる大湖と化し、しかも淺洲は到る處に横はり、一連の航路標識でも通るのでなければ行船を許さぬのみか、その可航水路の幅も百米に足りない

處があつて一度操舵を誤れば、坐洲の運命を免れない。また湘江は、湖南省境に源を發し北流して衡陽、株州、長沙、湘陰の諸市の附近を通り、磊石山、鹿角附近にて洞庭湖に注ぐ河流であつて、その上流に於て特殊運河施設により珠江支流北江にも連り、南支兩廣より揚子江方面への水上交通路の一部をなしてゐる。しかし同江下流は屈曲常なく、かつ河幅狭き關係もあり、流速は左程大きくはないが、かつ河幅狭き關係もあり、流速は左程大きくはないが、到る處に渦流があつて行船を憚ますこと想像以上である。前述洞庭湖水路の錯綜と相俟つて、平時警備任務の遂行に際して長沙遡江は我が老練なる砲艦艦長にとつても頭痛の種であつたのである。況や戦時に於ては云ふまでもないことである。しかし重慶政府軍は昨年十一月急進なる皇軍の岳州進出に脅え、いはゆる清野堅壁の策に出で長沙の城市を一炬にして灰燼とし、水島に驚き奔れる平家の轍を履んで世の物笑ひとなつたものの、皇軍が敢へて岳州より遡江進出の氣配を見せなかつたのに氣をとりなほし、長沙並びに宜昌放棄の策を棄て本年春より揚子江本流並びに洞庭湖、湘江一帯に數千箇の機雷を敷設、水路を閉塞、兩

岸に堅壘を築き、水路標識を撤去しわが遡江部隊の進撃に備へた。

特に情報によれば洞庭湖、湘江一帯には二千箇以上に上る機雷を以つて鹿角より上流に二重三重に機雷堰閉塞線を設け、同地よりは一步もわが部隊の遡江を許さずと豪語し



つゝあつた。

このやうな天險に加ふるに人工を以てせる敵の江上防備を突破して遡江戦を實施するは、蓋し至難中の至難に屬するものであるが、一昨年以來岳州迄すでに延々七百四十裡に及ぶ揚子江遡江戦に成功、幾多の機雷堰を突破、閉塞線を

啓開し來れるわが海軍遡江部隊の精銳の前には何等の障害ともならず、作戦開始以來近々一週間にして約六線の機雷堰閉塞線を突破啓開し、湘江岸のトーチカ陣地を奪取して克く岳州上流四十裡の營田に至る洞庭湖並びに湘江水路を啓開するの偉功を樹てた。

かくてわが陸軍部隊の湖南殲滅作戦に呼應すべく海軍遡江部隊は九月二十一日岳州下流城陵磯附近に集合陸軍部隊と密接なる連絡をとつた上、遡江並びに水路嚮導の二隊に別れて翌二十二日にいよいよ發進した。水路嚮導隊は陸軍上村部隊の分乗せる舟艇群を嚮導して敵の意表に出で、敵が小ジャンクしか通はぬと油断してゐた洞庭湖の長水路を夜間突破し、荷葉湖青山方面より二十三日午前六時營田に至り陸軍上村部隊をして同地に對する奇襲敵前上陸に成功せしめたのである。

しかしてこの上村部隊の迅速なる汨水沿岸、新市方面進出により陸軍の南下部隊に追はれ、堵河方面より敗走する敵中央軍を側撃し大打撃を與ふるを得たのは、營田上陸後の同部隊の果敢なる進撃によるは勿論であるが、又周密な

る計畫と、事前の研究により夜間長水路を突破して敵前奇襲上陸を敢行した海軍部隊の奮戦力闘に負ふところも亦極めて大なりといはなければならぬ。

一方遼江部隊は九月二十三日午前九時半、九馬嶺前面に進出、その掩護射撃並びに海軍航空部隊の適切な協同掩護を受けつゝ、陸戦隊は九馬嶺に揚陸、鹿角附近トーチカ陣地の攻撃を開始した。しかるに上陸地點附近湖岸は三乃至四米の断崖なるのみならず、鹿角前面にはクリークがあつてわが進出容易ならざりしも、陸戦隊は航空部隊の果敢なる爆撃並びに舟艇群の水上機動による側撃により敵トーチカ陣地を奪取、同日夕刻迄に鹿角北方高地迄進出、更に二十四日午前九時三十分鹿角を完全に占領した。

鹿角占領に引續き、遼江部隊の水路啓開隊は二十四日午後二時三十分二線に互る鹿角前面の機雷堰を掃海排除し、早くも同日夕刻までに遼江水路の要衝磊石山下流に進出した。かくて遼江部隊は翌二十五日午前九時磊石山に陸戦隊を揚陸、一舉に之を居つた後、浮出並びに坐洲機雷のみにても四百箇を越える磊石山前面一帯の機雷堰を掃海排

除し、更に沈沙港百花州の機雷堰並びに白魚磯の防材を突破水路を啓開し、九月二十九日午後四時十五分營田前面に遼江、彗に進出ありたる水路啓開隊と完全に連絡し、茲に岳州より營田に至る四十哩の洞庭湖、湘江水路の啓開を完了したのである。

本遼江戦に際し遼江部隊の處分せる機雷は五百數十箇(坐洲機雷にして未處分のもの相當あり)の多きに達し、その外軍用舟艇約三十五隻爆破、トーチカ三十一地雷五に上つた。無論これ等敵に與へたる損害は處分機雷を除き大なりとは云ひ難きも、敵がわが海軍部隊の遼江不可能と豪語してゐた水路を啓開四十哩を遼江したことは、わが海軍遼江部隊は必要に際しては如何なる障礙をも排除突破し、長沙にても四川にても苟くも流水の通ずる處は必ず遼江し得るの意氣と能力を有することを如實に敵に知らしめたわけで、本作戦の敵に與へたる精神的打撃は蓋し量り知る可からざるものがあつたと信するのである。

☆

☆

恩賜財團軍人援護會の二大事業について

軍事保護院

準扶助料給付金について

恩賜財團軍人援護會は、昭和十三年十月三日内閣總理大臣に賜はりたる勅語の旨を奉戴し、傷疾軍人、戦歿軍人の遺族、現役または應召中の軍人及びその家族等に對する各種の援護事業を行ひ、政府の施設と相まつて銃後援護の實を擧げ、軍人に後顧の憂ひを與へないことを目的として、同年十一月五日設立されたわが國軍人援護會の中樞團體である。

同會は本年八月六日戦歿者遺児の靖國神社參拜の行事を行つたが今回また戦歿者と立派な夫婦であり親子でありながら、たゞ法律上の手續を缺くといふ理由で、恩給法上扶助料受給の恩典に浴することができない氣の毒な人

人のために、「準扶助料」なる名目で給付金支給事業を本年九月一日より開始し、これ等の人々に温い援護の手をさし伸べることとなつた。以下に本事業の概要を述べてみよう。

一 恩賜財團軍人援護會準扶助料給付

金(以下單に給付金と稱す)を支給せらるゝ場合

給付金は、陸海軍下士官兵死亡直前下士官兵たりし者を含むが、

- (一) 入營若しくは應召中または退營、若しくは召集解除後一年以内に、戦闘その他公務傷疾疾病のため死亡したとき

(二) 戦闘その他公務による傷痍疾病のため不具瘵疾となつても本人に重大な過失がない場合に當該傷痍疾病によらずに死亡したとき

その準遺族に支給されるものである。しかしそれは當該死没者に遺族として(イ)恩給法による扶助料を給される者が全くない場合(ロ)扶助料を給される者があつても最高限度の加給を受けておかない場合に限られるのである。従つて給付金は、恩給法の扶助料と併給されることとはあつても、重複して支給されない建前となつてゐる。

なほ給付金は、軍屬で下士官兵に相當する階等に在るものの準遺族に對しても下士官兵の場合に準じて支給される。

二 準遺族の範圍

給付金を支給される準遺族の範圍は、恩給法上の遺族に該當しない事實上の妻子・父母・祖父・祖母であつて、死没者の世帯にあり又は死没者より扶養を受けて

居つた者である。ただし事實上の妻であつても死没者が退營または召集解除後娶つた者はこれに含まれない。

なほ死没者が入營または應召當時胎兒であつた子が生じたときは、死没者の世帯にあつたものと見なされる。

事實上の妻即ち内縁關係の存否は、必ずしも明確でない場合が多いので、給付金の支給に當つては個々の實情を十分に調査しなければならないのであるが、その認定に當つては、もとよりわが國家族制度に立脚し、醇風美俗に反さないことを根本方針とすべきものである。従つて重婚の疑ひある者、民法上婚姻を禁止されてゐる者に内縁關係を認めないのは勿論である。

三 給付金の種類、支給要件及び順位

給付金には年金たる給付金と、一時金たる給付金の二種がある。

準遺族が年金たる給付金を受けるためには死没者は左

の要件を必要とする。

(一) 妻については、死没者死亡の當時より同一世帯にあり、かつ扶養をなす準遺族たる子、父母、祖父または祖母あること

(二) 未成年の子については、法律上及び事實上婚姻に入らざること

(三) 成年の子については、不具瘵疾であつて生活資料を得る途なく、かつ之を扶養する者がいないこと

(四) 父、母、祖父または祖母については、生活資料を得る途なく、かつ之を扶養する者がいないこと

年金給付金を支給する順位は、(1)妻、(2)未成年の子、(3)父、(4)母、(5)成年の子、(6)祖父、(7)祖母である。

一時金である給付金は、年金たる給付金を受ける者がいない場合に

(イ) 前述(一)または(四)に該當しない(1)妻、(2)父、(3)母、(4)祖父または(5)祖母に對し

(ロ) 當該順位により支給される。

なほ一時金である給付金は、年金である給付金を

受ける妻、父、母、祖父または祖母が、その受給資格を失ふ様になつた場合にも支給できる途が拓かれてゐる。

四 給付金の金額

(イ) 年金たる給付金の年額

年金たる給付金の金額は、恩給法による扶助料所定額の約七割程度を標準として、恩給法による扶助料を受けける者が全くない場合と、受ける者がある場合とに分け、いづれも死没者の階等、死亡原因及び準遺族の人数に應じそれ／＼支給額が定められてゐる。例へば、下士官戦死の場合に恩給法による扶助料を受ける者が全くないときは、二四四圓乃至三五四圓を準遺族の數に應じて支給される。同じ場合に若し恩給法による扶助料を受ける遺族の員數が一人または二人のときは、六一圓乃至一一〇圓を、遺族の員數が三人のときは、二四圓乃至四九圓を、遺族の員數が、四人のときは、二四圓をそれ／＼準遺族の數に應じて支給されるのである。



(ロ) 一時金たる給付金の金額

一時金たる給付金は三五〇圓乃至一八〇圓を死没者の階等、死亡原因に応じて支給される。

五 その他

(一) 給付金は昭和六年九月十八日(滿洲事變勃發日)以降死没した陸海軍下士官兵等の遺族に對し支給される。

(二) 給付金支給申請について

(イ) 支給資格ある第一順位者より一定の様式を以て現住所地の市區町村及び道府縣を經由して恩賜財團軍人援護會長に申請するのであるが、申請用紙は市區町村役場に備付けてある。

(ロ) 給付金申請の時期は、原則として死没者の死亡を確知し得べき日より一年以内に、または資格發生の月より六ヶ月以内に限られてをり、その後は申請することができない。ただし昭和六年九月十八日以降昭和十四年九月一日以前すでに給付金を受ける資格を生じた者については、昭和十四年九月一日以降一ヶ年以内に申請すれば

いこととなつてゐる。

(ハ) 年金たる給付金は、三年毎に改めて申請しなければならぬ。この場合は期間満了後一ヶ月以内に申請しなければならぬが、もし之を怠ると爾後の給付金は支給されないものである。

(三) 給付金の支給について

(イ) 給付金の支給は、遺族の援護を以てその根本精神としてをるから、必ずしも所定額全部を支給されない。

(ロ) 年金たる給付金は、準遺族の世帯が二以上に分ればまたは分れるやうになつたときは、之を各世帯に分割し支給される場合がある。

(ハ) 年金たる給付金は、扶助料と同じく毎年一月、四月、七月及び十月の四期に分けて支給される。

(ニ) 給付金につき他人の代理受領を認めるときは、受給が債權化する虞があるので、給付金は市區町村役場を通じ、直接に受給者または受給者同一世帯にある者に交付されることとなつてゐる。

(ホ) 年金たる給付金は、その受給者が

1 前述受給要件を具へないやうになつたとき

2 妻が婚姻し又は事實上婚姻と同様の事情に入つたとき

3 死刑または無期若しくは二年を超える懲役若しくは禁錮の刑に處せられたとき

4 國籍を失つたとき

その支給を打切られる。
(ヘ) 本給付金は、單に戸籍法上の手續を怠つたり、或いは種々の事情や無理解から手續をとることができなかつたために、恩給法上の恩典に浴すことのできない方々を援護することを、その根本精神としてゐるものであるから、これが受給を權利視したり、骨肉相争ふやうな紛議は排撃しなければならない。

歸郷死歿軍人慰籍援護事業

さらに今次事變に際し、氣候風土の不良な戦場に於て、幾多の困苦に堪へ激務に服した下士官兵が、内地に歸

還し召集解除または除隊となつた後、幾許もなく健康を害し不幸にも死没するといふやうな事例が相當あるのであつて、しかもこれ等下士官兵の死亡と事變地勤務との間に、相當の因果關係があると認める場合が多いのであるが、これ等の人は健康者として召集解除または除隊せられた關係上、通常必要な證據資料を整へることが出来ず、そのために扶助料は勿論、特別賜金、轉免役賜金等の國家的恩典を受けられない状態にある事は、やむを得ないこととは云ひながら、まことに氣の毒に堪へないのである。

そこで恩賜財團軍人援護會に於ては、今回一は國家施設の補完事業とし、一は國民感情を實現する意味に於て歸郷死歿軍人慰籍援護事業を創設し、これ等氣の毒な遺族の慰籍、援護の完璧を期することとなつた。

(一) 慰籍、援護を爲す場合

本事業は下士官兵が支那事變地または關東州以外の滿洲より歸還し、六ヶ月以内(陸海軍病院在院中の期間を除く)に召集解除または除隊となり歸郷したる後、一ヶ

最近公布の法令

内閣官房總務課

各法令の全文は、公布されたと同日附の官報に掲載されてゐる。
◇鐵道調査部官制中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十三號)
◇海軍武官服役令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十四號)
◇海軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十五號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十六號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十七號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十八號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百五十九號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十一號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十二號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十三號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十四號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十五號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十六號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十七號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十八號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百六十九號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十一號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十二號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十三號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十四號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十五號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十六號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十七號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十八號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百七十九號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十一號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十二號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十三號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十四號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十五號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十六號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十七號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十八號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百八十九號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十一號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十二號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十三號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十四號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十五號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十六號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十七號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十八號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第六百九十九號)
◇陸軍志願兵令中改正ノ件 (九月二十日公布勅令第七百號)

時は復員後尙ほ一年間を限り定員外の取扱を爲し得ることとしたものである。
◇陸軍補充令中改正ノ件 (九月二十三日公布勅令第六百六十一號)
兵役法及陸軍兵の兵科部、兵種及び等級表の改正、陸軍職事學校生徒制度の創設等に伴つて改正せられたもので、例へば歩兵科現役下士官(歩兵第六十四號)は陸軍職事學校生徒又は陸軍通信學校生徒の課程を卒業し下士官候補者と定めた者で陸軍大臣の指定した部隊に於て概ね一年在營した者を以て補充すること、動員を行った部隊に於て豫備役又は後備役の見習士官と爲すことを得る者の範圍、陸軍職事學校生徒よりする下士官の補充に關する規定等につき所要の改正が加へられてゐる。
◇朝鮮總督府水産製品検査所官制中改正ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十二號)
◇朝鮮總督府水産試驗場官制中改正ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十三號)
◇朝鮮總督府地方官官制中改正ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十四號)
◇臺灣總督府稅關官制中改正ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十五號)
◇南洋廳氣象臺官制中改正ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十六號)
◇映畫法施行期日ノ件 (九月二十七日公布勅令第六百六十七號)
◇映畫法施行令 (九月二十七日公布勅令第六百六十八號)
昭和十四年法律第六十六號映畫法は十月一日より施行せられる。映畫法施行令は同法施行の必要上制定せられたもので全文二條より成りその第一條に於ては映畫法第二條に所謂映畫製作業及映畫配給業の意義を明らかにし第二條に於ては映畫法施行に當り主務大臣を明確にしたものである。
(前改正) 正
二八頁 上段七行目 役員全體 社員全體



大戦から大戦への歐洲

(下)

文學博士 村川 堅 固

特別寄稿

内 容

1. 總 説
 2. ヴェルサイユ體制の成立
 3. 新興諸國と政治的紛争
 4. 世界恒久平和の夢 (以上前號)
 5. ナチスの擡頭と ヴェルサイユ體制の破綻
 6. 獨伊領袖の結成と二大陣營の對立
 7. ドイツの東方進出と英佛のドイツ包圍策
 8. 歐洲の大動亂と豫想される情勢の變化
- たことは前述の通りであるが、中でもドイツ賠償の問題は、『歐洲の蕩』と言はれ、獨佛關係を著るしく險惡にした。ドイツの賠償金額は一九二一年五月、千三百二十億金マルクと決定し、ドイツは一旦之を受諾して、その

年賦の一部を支拂つたけれども、幾許もなく支拂不能を理由にその約を履行しなかつたので、フランスは一九二三年ベルギーと共にドイツ工業の中心地ルール地方を占領した。しかしドイツの消極的抵抗のため、その目的を達せず、兩國の關係はますます悪化した。列國はドイツを救済して、問題を解決するため、米國人ドーズの案によつて、ドイツの支拂法を緩和した。

偶々ドイツの外相ストレーゼマン、フランスの首相エリオー、英國の首相マクドナルドが何れも國際協調主義を以て政局に臨んだので、一九二四年ロカルノ會議で西歐諸國間に安全保障、國際紛議平和解決の條約が結ばれ、ドイツもやがて常任理事國として、聯盟に加入することとなり、いはゆる『ロカルノ精神』によつて、歐洲の安定が促進された觀があつた。

然しながら國際關係の底には、なほ反感、嫉視、排他、利己の暗流の滔々たるものがあり、ドイツのドーズ案による支拂は停滯し、一九二九年ヤング案によつてドイツの負擔は一層軽減されても、なほ支拂は停滯したので、獨佛

の關係は再び悪化した。

大戦後ドイツはワイマル憲法により十七州から成る聯邦共和國となり、最初社會民主黨のエアベルトが大統領に選ばれ、その後タンネンベルヒの英雄ヒンデンブルグ元帥が衆望を負うて大統領となつた。その間國民は奮勵して國力の復興に努めたけれども、ヴェルサイユ條約の重壓に慄み、財政は極度に窮乏し、通貨は殆んどその價值を失ひ、國民の生活はどん底に落ちこんだ。ドイツ人はいつまでも條約の桎梏を忍ぶはずがない。果然その重壓から脱しようとする氣運が次第に高まり、國民は奮然としてアドルフ・ヒトラーの率ゆる國民社會黨(ナチス)を支持するに至つた。

それまでドイツ政界には小黨分立して抗争軋轢し、國民は歸する所を知らない有様であつたが、ナチスは漸次頭角を顯はし、一九三〇年(昭和五年)の議會の總選舉に於ては、それまでの十二名から一躍して一〇七の議席を占めて第二位となり、更に一九三二年七月の總選舉に於て第一黨の地位を獲、翌一九三三年(昭和八年)二月

ヒトラーはシュライヘル内閣の後を承けて宰相の地位に就き、同年三月二十四日獨裁權を得て一意中外に對する強硬政策に邁進するに至つた。

かやうにナチスが旭日昇天の勢力を得たのは何によるか。由來ナチスの標榜せる政綱二十五項の中、そのヴェルサイユ條約破棄の主張こそ、最も全國民の共鳴を感ずるものであつた。國民は極度の疾苦に慄み、強力なる政權の確立によつて、戦敗國たる地位から離脱し、生活を改善せんと熱望してゐたから、ヒトラーの主張とその鐵意とは正に國民の待望に副ふものであつた。

ナチスの獨裁權獲得こそ、歐洲全局面の情勢を一變し、大波瀾を捲き起す所以であつた。ヒトラーは對内的には、ユダヤ人排斥を厲行し、又共產黨を撲滅して、ドイツを全體主義の純ドイツ民族の國家となし、對外的には積極強硬政策を執り、軍備平等權の獲得、喪失領土の回復を目ざして勇往せんとした。かゝる強硬政策は固より各國に大衝動を起したが、中でもドイツを最も危惧したフランスはいよいよ不安の念に驅られ、あらゆる

る手段を以てドイツに當るの必要を感ずるに至つた。

フランスはヴェルサイユ條約に於て、極度にドイツの軍備を制限しながら、自國は大戦前以上の大陸軍を擁し、かつ聯盟



(年三三九一)氏右洋國法はるて立、退設盟聯歐國

による集團的安全保障に特み、聊か意を安んじた。ドイツの軍備を制限したのは、他日各國とも一般的軍縮を行ふといふ前提からであつた。然るに大戦後十五年を経ても他國は更に軍縮を行はなから、ドイツだけが獨り條約の拘束を甘受しなればならぬ理由はないといふのがヒトラーの主張であつた。

然しフランスは固より素直にドイツの軍備平等要求を容れないので、ドイツは一九三三年十月遂に聯盟を脱退した。

かくて日本の脱退で、その四大支柱の一本を失つた聯盟は、今又ドイツの脱退でその威力はますます衰へた。聯盟を擁護し多くその力を持たないフランスは、聯盟だけではドイツの復興を抑へ得ないと見て、茲に外交上の一大轉換を策するに至つた。即ちロシアとの接近がそれである。

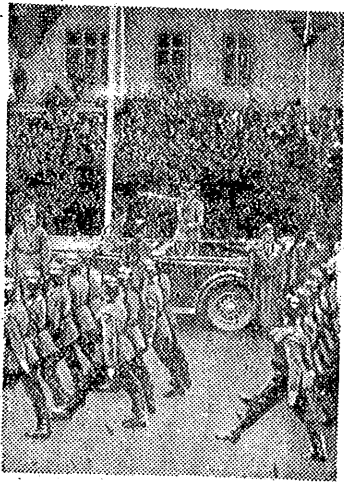
従来ロシアは國際聯盟を資本主義國家擁護の機關として敵視し來たので、聯盟至上主義のフランスとは全然對立した。なほロシア革命政府が大戦前からフランスに負つてゐた巨額の債務を蹂躪したことは、痛くフランス國民を怒らせたので、この兩國の接近は夢想もされなかつたが、今や背に腹はかへられず、フランスは親善の手をさし、一九三四年五月兩國間に防禦同盟ができ、同年九月ソ聯は國際聯盟に加入し、翌年五月兩國間に相互援助條約が調印され、三六年三月遂にその批准交換を見

た。實に大戦後歐洲國際關係の一大轉換であつた。

他方一九三四年一月ドイツのヒトラーはポーランドと不侵略條約を結び、今後十年間兩國間の問題解決に武力を用ひないことを約した。出来ればポーランドの再興が、一面ウイッソンの民族自決主義に負ふことは勿論であるが、他面フランスがドイツの背後に相當有力な國を建て、有事の日ドイツを背後から牽制させる政策に負ふ所も頗る大であり、従つてフランスは常にポーランドを庇護して來たが、今やヒトラーはポーランドをフランスから引離すために、この不侵略條約を結び、ポーランド領内に於ける舊ドイツ領奪回に對するポーランドの危惧の念を緩和したのである。

ヴェルサイユ條約により、十五ヶ年國際聯盟の管理下に置かれたザール地域の歸屬が、人民投票によつて定まる日、一九三五年二月十三日を以て到達した。この十五年間フランスはドイツ種在住民を迫害し、極力そのフランス化を圖つた。ヒトラーが政權を得るや、そのナチス化に努め、投票の結果、ドイツは壓倒的多数を以て之を

回復することを得た。これ實にヒトラーの宣言した大ドイツ建設の第一歩で、彼の意氣ますます昂まると共に、フランスの神経はいよいよ尖らざるを得なかつた。露佛が接近するや、獨伊の關係は自然密接となつた。ドイツがヴェルサイユ條約を覆へず宿志を抱いたのは



シケツエリブ台大質政歸復ル一
(年五三九一)一ラトヒの前所役市

勿論であるが、イタリヤもこの條約に不満であつた。それは同國を參戰させるため露佛がロンドン秘密條約で約した所を履行しなかつたからである。故に現状打破を望む點でドイツと共通なものがある。しかしドイツがその

望む通りオーストリアを併合すれば、イタリヤは餘り強大な隣國と接壤することになるから、イタリヤとしては飽くまでオーストリアの獨立を擁護しようとした。このために獨伊の間に微妙な關係が生じ、一九三四年七月反ナチス黨のオーストリア首相シュルプスが暗殺された時、ムッソリーニは直ちに大軍をブレジネル越に出して、ドイツに備へた。フランスはかかる關係を利用し、イタリヤをドイツから引離して味方とし、佛、英、露、伊を聯ねてドイツに對する包圍陣を造り、その躍進を阻止しようとし、一九三五年一月多大の利益を提供して、イタリヤとローマ協定を結んだ。

かくて歐洲の政局はイタリヤに向つて好轉したので、ムッソリーニはその東アフリカに對する多年の宿志を遂ぐべく、同年夏より續々遠征軍を送つてエチオピアを脅威した。エチオピアに利害關係を有する露佛特に英國は百方イタリヤの對エチオピア開戦を阻止すべく、イタリヤの要求を緩和せしめようとし、それが成功しないと見るや、軍艦を地中海に集めてイタリヤを威嚇した。し

かしそれが亦失敗するや、聯盟に於て、イタリアを「侵略國」として之に經濟的制裁を加へる決議をしたが、これは各種の事情で徹底的に行はれず、イタリアは遂にエチオピアに向つて開戦し、現代兵器の威力を以て、半開國の敵軍を撃破し、開戦から僅かに半歳餘りでエチオピアは全く征服され、イタリアの植民地となつた。

一方ドイツはその國際的地位を好轉すべく、協調的外交の方針を發表し、これによつて六月英國と海軍協定を結び、英國はドイツが對英三割五分(約四十萬噸)の海軍を保有することを認めた。

ドイツはフランスの包圍政策によつて孤立に陥つた。ヒトラーはエチオピア問題の紛糾に乗じ、意を決して爆弾的宣言をなし列國を震駭させた。即ち一九三五年三月十六日を以て彼は、

次いで翌一九三六年三月列國がエチオピア問題に液頭してゐるのに乗じ、ヒトラーは第二次爆弾宣言を以てヴェルサイユ條約のラインラント武裝禁止條項並びに同地方現狀維持を約したロカルノ相互保障條約を無視し、軍隊を同地方に進駐せしめ、次いで國內國際河川を廢し、又ヘリゴランド島武裝禁止條項をも破棄した。

6 獨伊樞軸の結成と 二大陣營の對立

(1)四月一日以後商業飛行機の一部を軍用化し、(2)同日以後徵兵制度を復活し、常備兵を五十萬とすべき旨を宣言した。正にヴェルサイユ條約軍事條項の一方的破棄を敢てしたのである。

かくてヴェルサイユ體制は、その成立より十五年にして茲に大破綻を示すに至つた。

つ思想的にも共に全體主義を奉じ、反共產主義に於ても共通し、早晩相提携すべき運命にあつた。偶、一九三五年夏以後エチオピア問題でイタリアが孤立した時、ドイツは同國に對して好意的中立を守つてイタリアの好感を博し、又イタリアの關心が地中海に向つた所から、獨伊接近の氣運が急に熱し、一九三六年七月ドイツがオーストリアの獨立を保障する協定を結ぶや、兩國はますます接近してその勢力は中歐を縱斷するに至つた。

獨伊兩國は反政府軍を交戦團體と認めて武器、義勇軍を以て之を援けた。之がため獨伊兩國の關係は益々緊密を加へ、翌一九三七年に至つてベルリン・ローマ樞軸が成立して、英、佛、ソ聯と對立するに至り、歐洲は二大陣營に分れた。



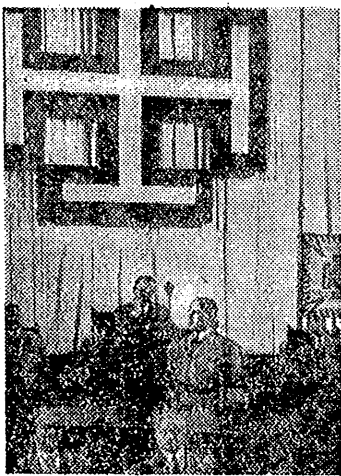
7 ドイツの東方進出と 英佛のドイツ包圍策

この獨伊協定の成立と同月、スペインに内亂が勃發した。同國は大戦後一時獨裁政治が行はれたが、一九三一年の革命で王政が覆つて共和國となつた。その後左右兩派の軋轢絶えなかつたが、一九三六年人民戦線の新内閣が極度に右翼を壓迫したので、フランコ將軍が蹶起し、遂に内亂が起つた。

これは左右兩派の死活戦で、その勝敗如何は、列國の内政にも又その對外勢力にも影響する所甚だ大である。そこでロシアとフランスは政府軍を支持し、之に對して

パリ媾和會議で民族自決主義の下に多くの小民族が獨立し、また舊ドイツ領が少なからず削り取られ、戦後のオーストリアが殆んど純ドイツ民族の國であるに拘はらず、對獨、對伊兩條約に於て、列國がそのドイツとの合併を嚴に禁止し、ドイツの復興を防いだことは、大なる矛盾でなくてはならぬ。ドイツとしては固よりこれが併合を望んだ。オーストリア側にも大戦直後から之を望む者が多かつたが、然し飽くまで獨立國として立つことを望む者も少くなく、後者はイタリアの支持を得て併合派を抑へた。

ドイツにナチス黨が起つて全ドイツ民族を包含する大ドイツ國建設を目標とするに及んで、オーストリアの併合は當然實現されねばならぬ。ナチスはオーストリア・ナチス黨を作つて、併合派の氣勢を高めた。オーストリア首相ドルフスは之を彈壓した結果遂に暗殺された。こ



オーストリア首相ドルフスを暗殺したシュニツケ
（一九三八年三月）

れは豫ねドイツの擴大強化を恐るゝ舊聯合諸國に大衝動を興へ、一層オーストリア獨立維持の方策に力を注いだ。しかしその後エチオピア紛争に續いてスペインの内亂

が起り、イタリアは地中海及びスペイン問題に主力を注ぎ、オーストリア獨立への關心が薄らいだため、ドイツのオーストリア併合工作は大にその歩を進め、一九三八年二月ヒトラーはオーストリア首相シュニツケをして内閣を改造して同國ナチス黨の領袖インクナルトを内相たらしめた。首相は飽くまで獨立の方針を堅持したが、ヒトラーは軍隊を國境に移動して、シュニツケの即時辭職を要求する最後通牒を突付けた。英佛政府は事態を重大視し、再三ドイツに抗議したが、イタリアはベルリン・ローマ樞軸に忠實な態度を示したので、ドイツは之を一蹴し、シュニツケは遂に辭職した。同時にドイツ軍隊は國境を越えて進出し、三月十三日首都ウィーン以下主要都市を占領し、かくて獨逸の併合は兵も顧みずして成就し、大戰前まで歐洲六大陸の二に數へられたオーストリアは一朝にしてその姿を消し、六百五十萬の國民は今や悉くドイツ國籍に入つた。これによつてナチスの大ドイツ國建設の事業は半ば達成されたといへる。

獨逸の併合が列國特に英佛に大衝動を興へたのは固よりであるが、直接不安状態に陥つたのはチェコスロヴァキアであつた。

この國の成立は大戰後に於ける民族自決主義に負ふ所大であるが、しかし事實は純然たる民族國家でなく、スラヴ種のチェック人とスロヴァク人とを中核とするといへ、ドイツ人、マジャール人、ルテニア人等多数の少數民族を包むモザイク國家であつて、そこにこの國の一大弱點があり、建國以來統治上の困難が續出した。少數民族中ドイツ種が最も多く全人口約千四百萬人中三百五十萬、約二三%を占める。それでドイツのナチス黨の勢力發展すると共に、チェッコ國でも隣國オーストリア・ナチスと呼應してナチス運動が起つたが、それは彈壓された。

然し幾くもなくズデーテン・ドイツ黨が起り、ズデーテン・ドイツ地方の完全な自治を要求したが、一九三八年三月の獨逸併合は、その運動に拍車をかけ、遂にズデーテン地區のドイツへの移讓を公然要求するに至つた。そ

れまでにチェッコ政府は極力ズデーテン黨を抑壓したので、しばし流血事件が起り、痛くドイツ人を昂奮させた。ヒトラーはズデーテン黨を支援し、兵を國境に進めて、チェッコ軍と對峙せしめた。ズデーテンの運動は、他の少數諸民族、マジャール、ルテニア、ポーランド人をも刺戟し、これ等も亦同様自治運動、次いで故國への復歸運動を起し、チェッコ政府は四面楚歌の窮地に立つに至つた。

豫ねてチェッコ國を支持し、之と相互援助條約を結んだフランスと、ドイツの發展による大陸の勢力均衡の破壊を恐れる英國とは、痛く事態を憂慮し、極力問題の平和的解決を試み、チェッコ政府も遂にズデーテン地區一部の割讓を承認した。しかしドイツは之に満足せず、その全部の割讓を強硬に要求し、聽かねば一戰あるのみといふ態度を示した。そこで關係各國も亦豫備兵を總動員し、歐洲再戰の爆發は、一髮の間に迫つた。

そこでイタリア首相ムッソリーニが、調停に乗り出し、一九三八年九月二十九日獨逸、英、伊四ヶ國の巨頭即ち

ヒトラー、グラデーエー、チェンバレン、ムッソリーニの
ミュンヘン會談となり、ズデーテン、ドイツ地區のみなら
ず、ドイツ人集團居住地域を即時割譲するミュンヘン協
定が成立し、チェッコ政府も之を受諾し、歐洲の戰雲は一
先づ消散し、ヒトラーは又もや血を流さずして、三百五
十萬の同胞とその居住地域とをドイツに併せた。

かくてヒトラーは全勝し、英佛は彼に屈服して平和を
保つた。是は英佛の空軍が著しくドイツに劣り、勝算の
無かつたことと、兩國民が平和を嚮望したのに由る所大
である。他方フランスと同じく豫てチェッコと相互援助
條約を結んだソ聯は、國內情勢のため、何等チェッコ救援
の舉に出ず、拱手傍觀した結果、ミュンヘン會談にも
招請されず、同協定成立後當分歐洲政局に於て孤立の地
位に置かれた。

ミュンヘン協定受諾後チェッコ大統領ベネシュは實を負
ひ辭職して國外に走り、チェッコ國は爾後ドイツの覇權に
服することになり、領内の少數民族は續々自治權を獲得し
た。一九三九年の初スロヴァキア自治政府はドイツの

暗黙の支援を得て、完全な獨立を畫策した。チェッコ
政府が之を抑へるや、スロヴァキアの各地に叛亂が起つ
たので、チェッコ政府は狼狽して、前に罷免した獨立派の
首領チツソーを自治政府首相に復職したが及ばず、チッ
ソーは、國境に集中したドイツ軍の援を得て、スロヴァ
キアの獨立を宣言した。(三月十四日)

チェッコ大統領ハーハは萬策盡き同夜ベルリンに赴き
ヒトラーと會見し、チェック人居住地域たるボヘミアと
モラヴィアとを擧げて、ドイツの保護下に置いた。スロ
ヴァキア政府も亦ドイツに對し、その保護下に立たんと
を要請し、ドイツは之を承認した。ルテニアも亦獨立
を宣言したが、ハンガリアが兵を進めて之を占領併合し
た。

かくて大戦後の新興國中最も天然資源に富み、文化も
亦最も進んだチェッコスロヴァキアは、建國以來僅かに二
十年にして崩壊滅亡し、ドイツは又もや第三次無流
血併合により、同國の過半を占むる西方の主要部約八萬
方料と人口約一千萬を一舉に併吞し、その東部スロヴァ

キアを保護領とした。ヒトラーの電光石火、抜く手も見
せぬ早業に、英佛は手の出しやうもなかつた。

こゝに至つてドイツがメメル及びポーランドの失地回
復を次の目標とするのは自然の順序である。リスニア
アは到底メメルを保持し難きを見て、三月二十一日之を
ドイツに割譲したが、ポーランドとの關係は複雑微妙を
極め、遂に今次歐洲動亂の導火線となつた。

ポーランドの問題はダンチヒ市回收交渉から始まつ
た。由來同自由市の主權はポーランドにはなく、國際聯
盟に屬するけれども、ポーランドは外交上廣汎な權利を
有する。然し自由市の内政に干渉する權利はなく、市の
行政權は參議院に屬する。自由市の地位がかく特殊なも
のである上に、自由市の人口は九八%までドイツ人であ
る。そんな關係で種々な問題が次々に起つて、聯盟を
煩はしたのである。

然るに聯盟の力が漸次衰へ、他方ドイツにナチス政權
が興つてから、ダンチヒに於てもナチス黨の勢力が漸次
増大し、遂に市政を左右するやうになつた。それと共に

ダンチヒに於けるドイツ人の復歸運動が猛烈に
起つた。ヒトラーはチェッコ國を併合し、メメルを回收
するや間もなく、ポーランドと交渉を開いてダンチヒ返
還を求めたが、ポーランドは之に應じなかつた。

英國は豫てドイツの急激な發展に警戒を感じながら、
ズデーテンの場合にはミュンヘン協定でヒトラーに叩頭
し、チェッコ併合のときも、之を見殺しにしたが、果て
しなきドイツの進出を防止する必要を痛感し、四月五日
ポーランドと相互援助條約を結び、同國の獨立が脅威
される場合、英國は進んで救援に乗り出すことを約し
た。

それと同時に英國はフランスを率ゐてドイツ包圍陣を
堅むべく、一方バルト海諸國及びバルカン諸國に對して
獨立保障を押し渡し、又トルコと協定を結ぶと同時に、
他方ソ聯と軍事同盟を結ぼうとした。ドイツは豫て提携
せるイタリアとの樞軸を強化し、五月七日之と軍事同盟
を結んだが若し英佛ソの軍事同盟が成立すれば、ドイツ
の地位は俄然困難に陥ることは明らかであつた。

英佛の同盟締結要請に對し、ソ聯は次から次に種々の條件を以て兩國を翻弄し、兩國が焦ればあせるほど交渉は遷延に遷延を重ね、開始以來既に四ヶ月に及んで尙ほ妥結を見なかつた。この間ソ聯は密にドイツと一脈相通する所があつたのである。ポーランドは英國との相互援助條約を恃み、強硬にヒトラーの要求を拒絶し、ドイツとの關係が極度に悪化し、ポーランドは著々戦備を進め、國內在住のドイツ人に對する壓迫甚だしく、流血事件もしばしば起つた。

この際突如發表されて全世界を驚かしたのが、八月二十一日の獨逸不侵略條約であつた。英國はソ聯の要求に對して能ふ限りの譲歩をして、是が非でも同盟を成立せよとせよとせよとせよとせよ、この不侵略條約の發表でその面目は丸潰れとなり、ドイツ包圍策は失敗した。之に反してヒトラーは得意満面、意を安んじてポーランドに當ることが出来るやうになり、已むなく武力を用ひても失地回復を成す胆をきめ、ポーランドに對し十六ヶ條の要求を突付け、一觸即發の危機はいよいよ迫つ

た。

こゝに於て英佛伊をはじめ、オランダ、ベルギー等の諸小國や、又速く米國大統領ルーズヴェルトも事態の平和解決のために努力し、特にイタリアのムッソリーニは最後まで之に力を盡し英獨佛伊にポーランドを加へて五國會議を開かうとしたが、ポーランドはドイツの要求に答へるに動員令を以てしたので、ヒトラーは「力には力を以て對抗せよ」と叫び、平和解決の望み全く絶え、九月一日未明からドイツ軍は潮の如くポーランドに進入し、歐洲戦亂の幕は茲に開かれた。

8 歐洲の大動亂と豫想される情勢の變化

九月一日獨逸波間に戦端が開かれるや、英佛は戦闘中止とドイツ軍撤退の要求を共同最後通牒としてドイツに送つた。三日期限に至るもドイツの回答到着せざるや、英と佛とは同日相前後してドイツに宣戦し、獨逸戦はいよいよ歐洲の大動亂へと擴大した。



（日九年九三九一）原標ヒ九つ立に（時時ソソ）前

より戦争を望んだのではな

開戦は獨も英も佛も共に望む所ではなかつた。ヒトラーは獨逸不侵略條約が成立した以上、たとひ武力を以てポーランドに臨んでも、英佛は能く起つまいと多寡を括つた。英佛も固より戦争を望んだのではな

外威信は地に墜ちるのみならず、各自治領の本國に對する信頼も亦衰へ、大帝國崩壊を促進する虞れすらある。故にその欲せざる戦に突入せざるを得なかつた。

獨軍は破竹の勢を以て三方から進撃を続け、月の半ばには既にポーランドの半ばを占領した。その間ソ聯は頻りに赤軍を西部國境に集結しつゝあつたが、十七日に至り『ポーランド政府は事實上存在せざるにより』『白ロシア及び西ウクライナの少数民族保護のため』を名として、全國境線より一齊に赤軍をポーランド内に進駐せしめた。既にドイツ軍に撃破されたポーランド軍はソ聯赤軍に對して殆んど抵抗力を示さず、數日にして白ロシア人及びウクライナ人居住地方は赤軍に占領された。

その頃波軍の殘存部隊は各地にドイツ軍に包圍されて尙ほ抵抗を続け、特に首府ワルシャワでは最後まで必死に防戦したが、二十七日に至り同市も遂に陥落し、ポーランドは開戦以來一月も経たない内に全土獨逸に占領されたのである。翌々二十九日兩國は之を分割する國境條

約を結び、全面積の過半を占める國の東部はソ聯に歸した。ソ聯は火中に手を入れないで、火中から飛び出した粟を拾つたやうなものである。遺骸の處置は固より獨ソ兩國間にできてゐた事前諒解に基づくものと思はれる。ドイツはソ聯と結ぶがために随分高價な犠牲を拂つたのである。

ポーランド分割の報は、甚だしく英佛を衝撃した。ドイツは、英佛がポーランドとの相互援助條約の義務を少しも果たし得ない内に、戦局が一段落ついた以上、ポーランド救援を名とする英佛の對獨宣戰の意義は無くなつたものとして、英佛の宣戰取消しを要求し、ポーランド占領の既成事實を背景に失地回復の目的を達成し、しかもこの上の戦禍を避けようとした。是より前英佛はポーランド救援に手の及ばないのを見て、ヒットレリズム倒演を對獨戰の新目標としてしばしば之を聲明した關係上、ヒットラーの平和提案を容易に受諾し得ない。そこで戰亂は容易に終熄するものと思はれない。

ミュンヘン會議以來釐伏したソ聯は、獨ソ不侵略條約を

契機として、歐洲政局に躍り出た。ポーランド分割條約は、ドイツの東方進出を遮止する。しかもソ聯の分け前が南に於て、ルーマニア、ハンガリア國境一帯を占め、ドイツとこれ等諸國との直通路を遮断せることは、今後ソ聯のバルカン方面への進出を容易にする。從來寧ろ英佛に依存したバルカン諸小國は、押し寄せる獨ソの勢力に脅えてゐる。就中ルーマニアは英佛と獨ソとの兩勢力に挟まれて、前途甚だ不安である。一方ソ聯はトルコに對し、ボスボラス、ダーダネルス兩海峡に關する英佛土三國間の既存條約の廢棄を迫り、トルコは頗る難局に臨んでゐると傳へられる。

ポーランド分割條約成るや、ソ聯はエストニアを手始めに、バルト海沿岸諸國に重壓を加へて、その海港及び沿岸諸島をソ聯海空軍の基地に提供せしめ、又駐兵權を承認させて、續々軍隊を進駐せしめてゐる。帝政時代ロシア領であつたバルト諸國の地方は漸次ソ聯に回收せられんとする形勢である。それと同時にドイツのバルト海制霸權は次第に傾むく恐れがある。東歐北歐の情勢に大

變動を見るのは必至の勢である。

英佛兩國は逸早くドイツに宣戰したが、救援の手はポーランドに及ばず、西部戦線では、マジノ、ジークフリート兩要塞線の間、特にモーゼル、ザール兩河方面に小交戦が行はれるだけで、まだ本格的戦闘は展開しない。海上に於ても、英國の商船のドイツ潜水艦に撃沈されたものが多少あるが、これもまだ前の世界大戦當時のやうな活況を呈してはゐない。

この際イタリヤの動向如何は世界の最も注目する所である。同國はドイツがチェコスロヴァキヤを事實上併合するや、一ヶ月の後かねてその勢力圏内に收めたアルバニアに兵を進めて、之を併合し、バルカンへ進出する足場を堅め、次いでユーゴスラヴィアと交際を重ねた。今次動亂勃發後も中立の態度を守り、只管英佛をしてドイツの平和提議に應ぜしめ、戦禍の擴大を阻止せんとするものやうであるが、英佛が飽くまで、そのヒットラー政權潰滅の方針を改めない場合、イタリヤはいつまでその中立平和工作を続けるであらうか。

歐洲動亂に對する米國の態度が、歐洲今後の情勢に大に影響することは言を俟たぬ。米國大統領及び國民は、共に英佛に同情し、ドイツに對する反感は甚だ強い。しかし米國が進んで戦亂の渦中に投ずることは、國民の欲しない所であるが、形勢の推移如何によつては、遂に之に捲き込まれることがないとも限らぬ。

要するに歐洲動亂の前途は豫測し難いが、それが發展して、第二次世界大戦となると、ならないとを問はず、歐洲の明朗化は容易に望まれません。濃々たる暗雲の下、活潑なる外交戦が、めまぐるしく國際情勢を轉換せしめる時期が當分續くことは疑あるまい。(十月十日稿)

〔正誤〕 前號掲載本稿中40頁下段三行目の「戦争を局限」は、

「戦争を防止」の誤。

一筆者は東京帝國大學名譽教授一

X

X

備へ保険護れよ後



整實な社会 有利な保険

太陽生命

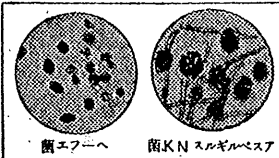


時局とわかごと
効力・生産力の擴充

「わかごと」は胃腸病、結核病、妊娠婦、虚弱乳幼児等の治療と栄養に用いられる我が國の代表的厚生保健劑である。

品質 凡ゆる點で酵母劑の最高水準を保つて来たのであるが、尙これに満足することなく、斯界の諸權威を網羅せる専門の研究所を設けより優秀な「わかごと」の爲に研究實驗を重ねた結果、遂にその目的を達成した。

即ちドイツ酵母以上の特許培養酵母を主體とし、更にその効力を増強する新発見のアスペルギルスNK菌を配伍せる現在の複合微生物劑



菌エフーヘ 菌KNスルギルベスア

「わかごと」がそれて、ビタミンB複合體の含有量に各種酵素の力に於て到底單一酵母劑の追隨を許さず、

以下數十種の栄養素が相協力して發揮する細胞原形質賦活作用をはじめ、消化、整腸、増血、殺菌、下熱、栄養等の諸効果は一段と強化されてゐる。

その生産に當つては、培養工場が巨費を投じて建設され、時局に即應して原料を確保する爲の擴充が實現したのである。かくして「わかごと」は國民の健康増進と乳幼児死亡率の低下といふ發賣以來の二大目標に向つて發進しつゝある。



錢十六圓一各 錢百三・瓦〇九末粉
圓五 錢千一・錢十五圓四瓦〇七二

舖本 ともかわ 株式會社 元發芝

露光量違いにより重複撮影

備へ保険 護れよ銃後



堅実な社会 有利な保険

太陽生命

橋本白・京東・社本

時局とわかごと

効力・生産力の擴充

「わかごと」は胃腸病、結核病、妊娠婦、虚乳幼児等の治療と栄養に常用される我が國の代表的厚生保健剤である。「わかごと」は酵母剤の先達であり、品質凡ゆる點で酵母剤の最高水準を保つて来たのであるが、向これに満足することなく、斯界の諸權威を網羅せる専門の研究所を設け、より優秀な「わかごと」の爲に研究實驗を重ねた結果、遂にその目的を達成した。

「わかごと」がそれ、ビタミンB複合體の含有量並に各種酵素の力價に於て到底單一酵母菌の追隨を許さず、母菌の遺種を許さず、以下數十種の栄養素が相協力して發揮する細胞原形質賦活作用をはじめ、消化、整腸、増血、殺菌、下熱、栄養等の諸効果は一段と強化されてゐる。その生産に當つては、培養工場が巨費を投じて建設され、時局に即應して原料を確保する爲の擴充が實現したのである。かく「わかごと」は國民の健康増進と乳幼児死亡率の低下といふ發賣以來の二大目標に向つて發進しつゝある。

錢十六圓一各 錢百三・五〇丸末粉
四十五錢千一・錢十五圓四五〇七二

舖本ととるわ 株式會社 元賣發 京東芝

露光量違いにより重複撮影

週報

十月二十五日號

第一五八號

昭和十四年十月二十五日
昭和十四年十月十六日
郵務特准認可
（毎週一回水曜日發行）

五錢

最近の貿易趨勢と
圓ブロック輸出承認制度
電力の調整について
事變と技術者養成
□五 氣 壓 風 洞 の 話
□海 軍 へ の 献 金
鼓浪嶼問題の解決
ソ聯のバルチック制壓

週報

昭和十四年十月十六日
郵務特准認可
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行



（判LA51格規定國はさ大の書本）